

本日の会議に付した事件

平成30年第4回山元町議会定例会（第4日目）

平成30年12月13日（木）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成30年第4回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、12番青田和夫君、1番岩佐哲也君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行う前に、きのう12月12日の会議、一般質問の答弁中に発言のあったことに対し、町長齋藤俊夫君から発言の申し出がありましたので、これを許可をいたしております。町長齋藤俊夫君の発言を許しますので、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて、おはようございます。

昨日は、私の至らない対応があり、本会議が延会するという事態となりまして、議会が空転いたしましたこと深くおわびを申し上げます。

議 長（阿部 均君）これで町長からの発言を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君）引き続き11番橋元伸一君の質問を許します。橋元伸一君、登壇願います。

なお、質問時間は昨日の残り時間となります。

11番（橋元伸一君）はい、議長。皆さん、おはようございます。

きのうに引き続きまして、残り時間の一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、きのうちょうど中断してしまいましたので、その部分でちょっとしつこいようですけれども保育施設の2年延期になったというところでの趣旨の町長に対するその理由ですか、それをもう一度3点ほどでしたっけね、きのうちょうど言い始めたところでちょっと切れてしまいましたので、お伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。傍聴席におられる方もおりますので、若干お話をさせていただきますけれども、この保育所の問題につきましては、これまでもこの場面と申しますか、一般質問でもたびたび取り上げられてきた経緯がございます。そして、この本議会開催前の先月の全員協議会におきましても（仮称）地域振興計画における保育所の位置づけ、計画の年次変更という場面を通じてのご説明、ご回答、そして一昨日の一般質問、そして本日の橋元議員のお尋ねというふうな、そういう経過をたどっての確認ということでございまして、理由といたしましては、これまで繰り返して述べてきましたように、3点ございます。

1つは、これまでいろんな議論を重ねてきた中で、まずは多様な子育てニーズに対応してほしいというふうな、そういう子ども・子育て会議、児童福祉施設審議会等々における意見を踏まえた先行した対応をする必要があると、それが1つでございます。

2つ目は、幼児教育保育無償化の対応の国の対応の動向を見きわめる必要があろうと。

さらに3点目は、国の人口推計なり、町の人口動態からこれまた保育所建設の可能性を見きわめる必要があろうと、こういう観点を基本的に述べてきたところでございます。

そしてまた、過疎計画における取り扱い年次の変更につきましては、予算編成、新年度の予算編成というタイミングになりましたので、そういうタイミングを考えた場合、前段申し上げた3点も含めてやはり過疎計画、県のほうに変更を求める手続もする必要がありますものですから、当初の年次からさらに遅れた形で32年度というふうに変更をしているというようなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。11番。保育所に関しては、地元の方たちの陳情から始まってですね、議会での決議まで今まであったわけですがけれども、その辺を踏まえてきのうも町長も言っていましたやっぱり判断力とタイミングということがありますので、適切な判断を求めたいと思います。

ここの部分は学校再編に当たってというところですので、学校再編に当たっては、教育委員会だけではなくて、地元の住民の方たちが、地域の方たちの不安を取り除く対応を同時にやはり進めていくべきだということをお願いしてここの部分はこれで終わりにしたいと思います。

続きまして、次の部分ですね。産直施設にかかわる周辺整備の考え方についてというところでの再質問させていただきます。

まず最初に、坂元産直施設の周辺と申しますと、一番大事なのが震災後ずっと問題になっている四番作道の三線堤という部分での位置づけですね。ここの三線堤が、いまだに手つかずの状態になっているというところ、この辺の計画、いつごろ着手と申しますか、つくる予定なのか、もうあと2年しか復興期間残っていないんですけれども、その辺についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）議長。周辺の整備の一つの三線堤、いわゆる戸花川から町道滝の前までの区間についての盛り土構造による整備、これについては担当であるまちづくり課のほうにおいて他の町事業とともに鋭意推進しているところでございます。調査、測量、そしてまた用地買収という段階に来ておまして、また盛り土構造にするための必要な土砂につきましては極力町の持ち出しを少なくするという考えのもとに他の事業、県なりネクスコさんなり、他の事業で頂戴できると申しますか、活用できる土砂の確保等に努めながら現在進めているところでございます。確かに今の進捗状況から申し上げますと、明

確な形でというのはちょっと私の口からは申し上げにくい点もございますので、担当課長のほうから少し補足をさせていただきたいと思えます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。第三線堤の町戸花線と中浜滝の前線に該当するかどうかと思うんですけども、どうしてもこの路線は現道を盛り土構造、高盛り土構造に改築するというような工事の内容になっておりまして、どうしても工事をする際には全体的に用地を買収、全部完成させて、一気に迂回道路をつくって盛り土構造を構築していくというような内容になっています。通常の盛り土が必要のない工事であれば、用地を買った分だけ工事を進めるというふうにある程度目に見やすいような進捗というのが図れるものなんですけど、どうしても3メートルほど現道を上げるという工事になると、車を通しながらという工事はできませんので、一連の用地を全て買収終わってからう回路をつくって、一気に現道に土を盛っていくというような内容になっています。現在は用地の買収の契約状況なんですけど、町戸花線につきましては、全体で約90パーセント、用地の買収終わっております。あとは盛り土をする前段の準備としまして横断暗渠ですね、そういった構造物の工事のほうを進めているという状況になっております。用地がある程度一群として買収が終われば県等の土を直接現場のほうに運んでいただいて、町の持ち出し分を少ない形で盛り土構造につくっていくというふうな形で考えております。どうしても用地の買収全て終わるという部分がどうしても90パーセントから100パーセントまでもっていくというのがどうしてもちょっと難航している部分もあるので、時間が不確定な部分はあるんですけど、なるべく早い形で完成するような形で頑張っていきたいと思っております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。11番。この8年が経過しようとしているわけですけども、その三線堤に関してはもう早い段階から危険区域の見直しだったりとか、土地利用の関係、あとは災害公営住宅の建設、そういうのにかかわって常に出てきた問題であるわけですね。それがもう8年たったいまだに手つかずで、今説明をしていただいて理由は理解はしているつもりなんですけども、やはりそういう部分は早く着手して、もう本当だったら今ごろでき上ってきのうから何回も言っているように地域の人たちを安心させるという部分でやっぱりやるべきなのかなと私は思うわけですね。ですから、今回もちょっとこの部分で周辺の整備というところで、ここが一番大事になってくるのかなということで取り上げさせていただきました。その三線堤、計画はあるということで、でき上るんでしょうけれども、その四番作道ですかね、その部分、多分皆さんの頭の中にはイメージであると思うんです。そこからちょうど線路移設した坂元駅の間、坂元駅の東側の部分ですね。今産業ゾーンだったりなんだり、停車場線というんですかね、その北側ですと、工事していますけれども、南側も含めて中学校の下の裏側といいますかね、北側の部分の、あそこの部分も含めて何か本当にうまく利用できないのかなと、せつかくあそこに駅を持って行って、駅の西側だけ整備して東側がああいう状態になってもったいないのではないのかなと思うんですけども、その辺の計画なんかは何か立てているのかどうか、町長にお伺いしたいんですけども。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。現在明確な形の考えは持ち合わせておりませんが、議員ご指摘のように、駅の東地区という区域でございますので、できるだけ有効な活用策を今後早急に講じていく必要があるかなというふうに思っております。ご案内のとおり、あの区域は農振区域でもございますが、今後その東部を中心とした震災後の農地復旧事業

等々が完了前後には町全体の土地利用を、これを全体的に見直しをする必要があるかというふうに思いますので、やはりそういう大きなタイミングに向けて今ご指摘のようなエリアも含めてその停車場線の産業ゾーンに限らず少しでも有効な土地利用が可能になるような策を練ってまいりたいなというふうに思っております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。その部分に関しては、まだ具体的な策はまだでき上がっていないということですね。

一つ一つ各事業を見て、一つ一つ見ると、完成に近い部分といたしますか、でき上がってきたのかなという部分が見えます。産直施設がオープンして、坂元ですとですね、震災遺構があって、磯浜漁港の今工事もやっています。最終的には海水浴場も整備されるんだと、そうすると、坂元駅から磯浜、震災遺構を通してですね、中浜小学校を通過の動線はどのように考えているのかちょっとお伺いしたいんですが。その単体では一つ一つ見えてはきています。ただ、そこをせっきやく残すわけですから、坂元駅からの動線、道路整備も含めてどのような計画、考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、お尋ねのあった各施設、点をですね、どういうふうなルートでというふうなことでございますが、一番のやっぱりメインとなるルートは、あそこの新坂元駅、産直施設を起点にして、県道停車場線から新しい県道相馬亘理線に沿ってまずは中浜小学校、そして磯浜漁港と、そんなルートが一つございますし、最短のルートで言えば、あの産直施設の国道を南下してといたしますか、あの坂道を上ってですね、最初の交差点を左折をする町道がございます。その町道に沿っていきますと最短で旧中浜小学校にアクセスするというふうなルートもございます。このルートについては、これまで一定程度整備してきておりますので、ほぼほぼ今のようなルートの活用が可能かなというふうには捉えているところでございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。申しわけありませんでした。私の説明がちょっと足りなかった。今の町長の説明だと多分車でアクセスの部分だと思うんです。私が言いたいのは、駅がありますので、できるだけ電車を利用して駅で降りて、そこからどういう形で歩いたり、自転車なり、それでせっきやく交流人口100万人を求めているわけですから、そこにつながるような形での整備というのは考えていないかというちょっと、その点についてもう一回お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私は大きな意味でのルートというふうに捉えたわけですが、今の再確認の中で言えばおっしゃるとおりでございます。歩くにはちょっと距離があり過ぎるかなというふうな部分、あるいは今の施設に限らずもっと広く町内を周遊していただく意味でもやはり自転車というのは欠かせない大きな手段になろうかなというふうに考えておるところでございます。これまでも町としても歩くことに加えて自転車での町内の周遊というものを模索してきているところもございまして、今後発足した地域振興公社なり、一般社団法人まちづくり山元さんなどと連携しながら自転車を活用した展開などを今後早急を実現するように取り組んでまいりたいなというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。最近はやっぱ健康のために歩いている方も多い。話を聞きますと、保健福祉課で前にやった万歩計ぶら下げて、歩数の何歩歩いたと、あれも結構皆さんに聞くと1日2時間も3時間も歩くという、私が聞いてもびっくりするようなことを皆さんやっていて、町長は多分御存じないかもしれないんですけども、昔ホッキマ

つりをやっているときにですね、笠野の八重垣神社のところにバスをとめて、あそこからずっと磯浜まで歩け歩けで歩いていったというのがね、そういうふうなこともやったこともある。それで、今、亘理でいちごまつりというんですかね、イチゴの販売、ちょうど2月ですか、3月ごろやっていますけれども、もともとあれホッキまつりでイチゴ販売したところから向こうが持っていったと言ったらおかしいですけれども、その部分が向こうに移ってしまった部分ってあるんですけれども、ですから、坂元駅から磯浜まで歩くのは、確かに毎日歩こうと思ったら大変ですけれども、そういう部分で自転車なり、歩いてというところはこれから活用できるのかなと思うので、その辺は考えていただきたいと思います。

道路に関しては、車の車道ですね、に関しては、私が言いたいのは今建設中の県道相馬亘理線の坂元、もとの坂元駅ですかね、あそこからスマートインターまで、その部分の道路の整備。沿岸部の県道新しくできたかさ上げ道路ずっと走ってくればですね、あそこはもともと交通量多いんですけれども、高速道路に一番近い多分範囲なのかなと、県道から、南に行けば聞くほどどどん山の方に行くと、高速道路に乗るのには遠くなるんですよ。やっぱりその辺の対応をうまくしないと、できるだけ産直施設のそばを車なりなんなりいっぱい通ってもらわないとなかなか人も呼び込めませんので、その辺は夜、街灯で一直線で2キロほどばあっと明るくして、スマートインターまでの道路を見せるとかね、そういうふうな考えなんかはないかどうか、この前も整備は事業の中には入っているみたいですが、駅までではなくて、スマートインターまでという考えはないかどうかもお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに県道停車場線はスマートインターと中心部を結ぶ重要なアクセス道路でございます、今回の産直施設のオープンに先駆けまして、やはりインターなり主要な町の出入り口からあそこの産直施設までの案内、誘導できるようなまず看板ですね、誘導看板。それに加えまして、スマートインターチェンジ周辺を思い浮かべていただきますとわかるとおり、ちょっとスマートインターの整備を急いだ反面、あそこから久保間、あるいは下郷地区に入る現在の県道がちょっと路幅が足りないというふうな嫌いがございます。端的に言えば、あそこに歩道がついていない状況もございますので、その辺はやはり問題意識を持って、仙台土木とも既に問題意識を共有をしているところがございますので、できるだけ早目に今言った区間の整備を実現してもらうように引き続き努力してまいりたいというふうに思いますし、一定の照明なり、誘導がしっかりできるような対応もあわせて対応をしていかなくちやないなというふうに考えているところがございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。私の勝手な考え方として、県道相馬亘理線、そしてあそこは何か、塩釜亘理線ですかね、あそこはつながったときに今のままでいくとですね、新地から6号線が一番近いんですよ。そうすると、今までですと、高瀬のところでトラックとか6号線に出ていたのが、あれが完成してしまって、こちらが何もしないで手をくわえて見ていると、新地まで行って新地から6号線に出るのが一番多分距離が短くて、行きやすい道路になってしまうのではないのかなという予測されます。私も新地何回も行ってはいますけれどもね。新地の役場の前の道路なんか整備されて広がってしまったら、あそこからもう6号線にトラックでも何でも出たらすぐですから、せっかく産直つくっても誰も通らないただの通過するだけの山元町にならないように、やっぱり先手を打っ

ていろんな政策をしていかないと、周りの動向を見ていくというのも大事なんですけども、先ほども言ったように判断力とタイミングですから、その辺も考えてその計画を立てていくべきではないのかなというふうに思いますので、その辺も強く要望しておきたいと思います。

あと、ちょっと離れますけれども、坂元地区にも半分、半分というか、後藤淵の部分で入っていますよね。養豚場ですよね。この間私たちもその施設を研修で見させていただきましたけれども、確かに行ってびっくりしました。密閉式の豚舎の中はもう豚の声も聞こえない、においもしない、本当にびっくりするほど完璧なというか、そういうふう感じて帰ってきたわけですけども、話を聞いていますと、豚を飼うのにはそんなに人はいらないうですね。ですから、やっぱり豚だけでなく、加工場かなんかも、せっかく駅の周り、産業ゾーンとして今埋め立てしているわけなので、そういう部分の誘致なんかまで延長して考えがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろと太平洋ブリーディングのほうからは、構想計画めいた話はお聞かせをいただいているところでございます。まずは今の新浜地区における用地買収をしっかり終える中で、いわば1期的な工事を急ぎたいなというふうに思っておりますし、その次のステップとして町内の土取り場等含めていろいろと適地と思われる箇所も何カ所もございましてですね、そんなところも意識しながら次の第2期、第3期につながるようなですね、この養豚場の対応をしていかなくちやないなというふうに考えております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。いろいろとですね、きのうときょう2日にわたってしまいましたけれども、聞いたんですけども、今回はできれば本当はもっと具体的な1つでも2つでもいいので、具体的な部分を町長のほうからお伺いしたかったんですけども、まだまだ具体的な部分には行っていないと、イメージとしてはあるけれども、まだ全然その中には入っていないんだなというところを感じました。やっぱり今回坂元に限定させていただきましたけれども、一番は住民の不安を取り除いて、やはり希望の持てるまちづくりというのが一番だと思うんですね。

山元町、健康寿命ですか、1位になったということで、やはり確かに若い人が少なく高齢者が多くなったということですけども、長生きの秘訣というのは私はストレスをためないことだと思うんですね。ですから、やっぱり不安を与えないことだと思うんです。ですから、やはりこれからも住民に不安を与えないように、希望を持てるようなまちづくりを目指して、何ていうんですかね、住民に対してもう決まったのかなとか、もう何を言っても聞いてもらえないのかなというふうに諦めさせるということではなくて、一方的に説明をして諦めさせてしまうことではなくて、やはり町長何度も言いました。住民主体で協議をして進めるんだと、本当にそのような形でまちづくりを考えていただきたいと思います。今、やっぱり坂元の人たちというのは、自分たちの住んでいる場所が今後どうなるんだろうというのが一番の不安だと思いますので、先ほども言ったように、繰り返しになりますけれども、住民の不安を取り除くような政策立案をしてですね、それで同時並行でそのような話を住民の方にしてあげる機会ができれば最高だなと私は思っていますので、それを求めて私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

議 長（阿部 均君）11番橋元伸一君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番遠藤龍之です。

ただいまより2018年第4回山元町議会定例会に当たり、町民の皆さんが要望する当面の諸課題を初め、今後のまちづくり、さらにはこの間取り上げられてきた町の問題の解決など、町政全般にわたる一般質問を行い、町長、教育長の所見を伺うものであります。

1件目は、町内の小・中学校の学校再編についてであります。

町は、町内の小・中学校の学校再編について、検討委員会での方向を尊重し、小学校については10年後をめどに1学校区に再編、中学校については現山下中学校を活用し、2021年4月に1学校区に再編するとしてありますが、町として決定した経緯がいまいち見えません。少なくない町民の皆さんの不安、懸念が解消されない中、また短期間での決定には大きな疑問が残ります。そこで町長に次の点について伺います。

1つは、町として決定した経緯について。

それから、町民の中にある不安、懸念を解消するための具体的な今後の取り組みについて伺いいたします。

2件目は、公民館等公共施設の取り組みについてであります。

1点目は、各種施設の使用料や使用条件、規制についてであります。

2点目は、山元町公共施設等総合管理計画の策定の経緯、目的、その位置づけ、そして当面の取り組みについて伺いをいたします。

3件目は、山元町過疎地域自立促進計画の取り組みについてであります。

1点目は、その計画の目的、そして位置づけ、さらにこの計画と各種計画との関係について伺いいたします。

2点目は、その取り組みの現状について。

3点目は、今後の取り組みについて伺いをいたします。

以上、3件を一般質問といたします。町長の誠意あるご回答を求めて質問といたします。

議長（阿部 均君）遠藤さん、1つ抜けているような気がするんですけども、教育長に対する部分で、公民館等の使用料とかその条件の部分。（「そいず言ったけど」の声あり）言ったっけか。失礼しました。（「どういたしまして」の声あり）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、町内の小・中学校の学校再編についてですが、町内小・中学校の再編検討につきましては、教育委員会において昨年11月に検討委員会を立ち上げ、約1年間の検討協議を行い、この10月に協議がまとまり、教育委員会に対し報告書の提出がなさ

れております。そこで示された再編の方向性は、平成25年に策定した教育環境整備方針を一部見直しし、小学校は10年後を目途に1学校区、中学校は2021年4月に現山下中学校を活用し1学校区とするより具体的な内容でありました。この報告書を受け、教育委員会では10月に教育委員会臨時会を開催するとともに、その後総合教育会議を開催し、小・中学校の再編方針について協議を行い、今後の取り扱い等について意見交換を行っております。総合教育会議では、検討委員会において現在の小・中学校の現状や課題、教職員に対するヒアリングや住民への意向調査、今後の人口推計による児童・生徒の推移、住民説明会での意見など、幅広い視点から協議検討が行われており、今後の子供たちのことを考えれば検討委員会同様、学校学習環境の整備を行う必要があるものと考え、検討委員会での方向性を尊重することで教育委員との合意を図るとともに、教育委員会での再編方針案として再度住民説明会等を開催し、最終的な判断を行うことといたしました。

その後、教育委員会では、今日2日に住民説明会を開催し、町民の方々に学校再編に係る方針案について説明を行ったところでありますが、そこでいただいたご意見等を踏まえ、最終的に最終方針を決定することとしております。最終的な再編方針の決定については、今日25日に予定しております総合教育会議で再度教育委員の方々との意見交換を行い、その後開催する教育委員会定例会において決定する予定であります。

なお、方針決定後は、教育委員会定例会において広く町民の方々にその旨をお知らせするとともに、児童・生徒や保護者に対しても説明をすることとしております。

次に、大綱第2、公民館等公共施設の取り組みについての2点目、山元町公共施設等総合管理計画の策定経緯等についてですが、全国の公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、地方公共団体の厳しい財政状況や人口減少等を踏まえ、長期的な視点による計画的な統廃合や長寿命化により財政負担の軽減や平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、平成26年4月公共施設等総合管理計画の策定を求めた総務大臣通知があったものであります。これを受け、本町においては町が保有管理する公共施設の現状を調査分析し、中長期的なメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と予算の平準化、施設の再配置や統廃合等、有効活用や最適化を図るための基本方針として昨年3月に公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

また、本計画に基づき、平成32年度までに施設ごとの個別施設計画を策定することとされていることから、町の総合計画等との関連を図りながら取り組みを進めることとしております。このため、昨年度から導入している公共施設等マネジメント支援システムを活用し、各施設の利用状況やランニングコスト等の施設情報の分析を行い、各省庁が作成している個別施設計画の策定のためのマニュアル、ガイドライン及び山元町公共施設等総合計画等々整合を図りながら適切な維持管理や長寿命化、あるいは類似施設の統廃合や縮小など、全体的な維持管理コストの軽減につながる方策や利活用、最適な施設利用を目指し、実効性の高い個別施設計画の策定に向け鋭意取り組んでまいります。

次に、大綱第3、山元町過疎地域自立促進計画の取り組みについての1点目、計画の目的、位置づけ、各種計画との関係についてですが、昨年4月に過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、本町も法律の対象要件に該当することとなったことから過疎対策事業債を始めとする特別措置等を活用できる環境を整えるため、昨年9月法律の終期である平成32年度までの計画として策定したものであります。

また、町の方向性を定める計画であることから、計画に掲載する事業については、策定当時の町の総合計画である震災復興計画との整合性を図ることを第一とし、かつ町の各種計画の中から過疎法の趣旨に合致する事業を抽出する形で計画の骨子を組み上げております。

次に、2点目、取り組みの現状についてですが、昨年度策定した本計画における平成29年度の実績は予算額約26億円に対し、決算額は約16億円となり、10億円の減額となっております。この主な要因といたしましては、事業費の精査に加え、今年度への事業繰り越し及び年次計画の変更によるものでありますので、それらの要因を除けばおおむね計画どおりに事業を実施しております。

また、先月には新たな行政需要や事業の進捗状況等を反映するため、本計画を時点修正いたしました。具体的には、平成29年度の各事業費を計画値から決算値に置きかえるとともに、各年度の事業費の精査や事業の進捗状況等を踏まえた年次計画の変更を行ったほか、私の選挙公約に係る新規事業等については、計画の趣旨に合致し事業の方針、事業費が明確なものを計画に追加しております。

次に、今後の取り組みについてですが、間もなく新年度の予算編成を迎えることから特に過疎債など過疎地域だけが活用できる財源を充てられる事業は、現在策定を進めている第6次山元町長期総合計画とのかかわりや後年度の財政負担への影響等を考慮した上で、優先的に予算化を図り、計画を推進してまいります。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、公民館等公共施設の取り組みについての1点目、各種施設の使用料や使用条件、規制についてですが、施設使用料については、特定の方が利用した場合の電気料金等の経費について、施設を利用しない方との負担の公平性を確保するため、施設の利用者に負担を求めるものであり、本町の公共施設については、関係条例等に基づき利用者に負担をいただいているところであります。

しかしながら、中央公民館や勤労青少年ホーム等の一部の施設については、町民がその設置目的に沿って使用する場合は、利用促進を図る観点等から原則無料としております。

なお、山下、坂元両地域交流センターについては、受益者負担の原則から施設利用者に一定の負担をいただいておりますが、料金については利用者に過度な負担が生じないよう、公民館や近隣自治体とのバランスを考慮しつつ、団体の性格や利用目的に応じ減免規定を設けるなど、使用料の負担が町民の各種活動や利用の低迷につながらないように配慮しております。

次に、使用条件や規制についてですが、関係条例等にて行為の禁止規定等を設けておりますので、これらの基準に照らし、適切に運用してきておりますが、一方では多様な住民ニーズに応える必要もありますので、ケース・バイ・ケースでの柔軟な対応を心がけているところであります。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。それでは、時間の関係上、あっちさ行ったり、こっちさ行ったりしてということがあるかもわかりませんので、よろしく願いいたします。

とりあえず1件目の学校再編についてなんですが、この間いろいろ住民説明会等、あ

るいはこういった場面で説明、その経緯についての説明を受けているんですが、その結果、どうも進め方に安易、拙速と、決定するまでにですね、というふうな不安、懸念から改めて確認するわけでありますが、この検討、今の回答にもございましたが、検討委員会の最終報告を受け、そして町として検討、教育委員会として検討と、そしてその最終案をまとめたということなんですが、この経緯、流れの中で、この町の姿がさっぱり見えない。その辺の町の具体的な対応というのはどうなのか。この件につきましては、きのうの質問の中でも確認されたところではあるわけですが、この辺が見えないんですが、その辺はどのような動きになっているのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。学校再編に係る町、町長部局の対応の動きというふうなお尋ねでございますけれども、きのうも同じような質問があり、お答えをさせていただきましたとおり、一義的にはこれは教育委員会での大きな問題でありますので、一定の段階においては教育委員会において責任を持って対応すべきものというふうに認識しておりまして、そういう認識のもとでこの問題については町としても私としてもかかわってきたところでございます。

一方では、まちづくりにおける大きな再編問題でもあるという認識は当然町としても、私としても十分認識しているところでございます。きのうもお答えしたとおりですね、やはりしかるべき段階と申しますか、それらの場面では当然一緒に、あるいは今月末の最終決定以降については、仮に今進めている方向で最終確認された場合にあっては施設校舎の後利用など、これは積極的に町として指導していかなくちゃいけない大きな問題でございますので、今後必要な対策、対応をしっかりととってまいりたいというふうに考えているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。きのうも答えたとお返しているということなんですが、その回答にもまだ疑問と申しますか、解明されない部分があるということで改めてお伺いしているわけですが、今、町長、町は今のところ今の答弁では町の動きはないと、そしてしかるべき場面で町は出てくるということなんですが、そのしかるべき場面というのはどの場面かお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。少なくとも先ほどお答えいたしましたように、これまでの検討の過程における総合教育会議というのは、もうご案内のとおり、最近のこの法律改正によってですね、首長も一緒に入った場面、会議として総合教育会議が開催されているというようなことでございますので、その段階でも私は参画をしているということが一つございますし、少なくとも最終決定がなされる今月25日を境にしてそういう動きが加速するというふうな形でご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。その間ですね、町民に対して、あるいは議会に対してですね、町としての考えをどう披瀝して提案して、そして確認を求めようとしているのか。今までの話は、検討委員会、そして教育委員会としてはこういう結論でいく方向でいきますよと、それはあくまでも学習的環境も先ほど回答で言いましたね。そういう立場での結果なんですよ。しかし、きのうから出ている問題と申しますか、疑問と申しますか、懸念というのは、まちづくりの中でのこの学校施設をどうするのか、地域づくりから含めてね、ということになれば、そういう視点感というのはそれを受けて町としてこれから皆さんにこれを提示してね、教育委員会ではこういう方針出したんだけど、皆さんどうでしょうか。これ地域づくり、まちづくり、今後の将来のまちづくりの観点から

どうでしょうか。どうでしょうかといふかね、そういう問いかけ、働きかけがあって、どういったものにやりくりをしてその結果、最終的に町の答えといいますか、方針確認という。今、町長おっしゃいましたが、最終的に決裁するのは町長だということになれば、まちづくり、そして何回も言われているんですが、これは地域づくり、環境づくりでも大きな柱となる施策ということから考えるならば、当然町としてどうなのかということを検討していかなくちゃならない。学校が1つ、小学校が1つ、中学校が1つ、大きくこの町の姿が変わるんです。3年後、10年後ね。そういう大問題を教育委員会の検討の結果を否定する何物もないです。しかし、それを受けて町としてではどうするのという部分がちょっと見えていないということから確認しているわけなんです、その辺の動き、今後でもいいです。もし今後と今、今後というね、これからということを考えているんですけれども、それでは、しかしながらこうしますよと決定してから、決定してから皆さんに提案ということではちょっと逆なんでないのという大きな疑問からこの辺を確認しているんですが、いかがなものでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。大変力強い励ましを頂戴したかなというふうには受けとめておりますが、議員もご案内のようにやはりこの手の問題というのは、一方では非常にデリケートな部分もございます。町長部局が先行するのはいかがかというふうな立場の方も少なくはないわけでございますので、きのう来から申し上げましており、独立機関である教育委員会のほうでよりよい学校環境を実現するためにはどうやったらいいのかというような部分をまずはそれを中心に検討をしていただく、確認をしていただくと、その上に立って執行部も、議員ご指摘のような大きなまちづくりでありますので、必要な対応をしっかりとしていくと、そういうふうな構えになるのかなというふうには受けとめております。願わくばもっと早い段階でそういう声をもっともっと上がるようであれば、執行部としてもというふうな思いがないわけではございませんけれども、やはりこれは慎重にですね、一方では進める必要があるというようなこともあわせてご理解いただければというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。まさに慎重に進めていかない、その慎重に進めていくという言葉の裏腹に、裏腹といふかね、もう12月には決定してしまうというようなこれまでの説明であるので、改めて確認しているところなんです。私はもっとも時間をかけてですね、そしてみんなの意見を決めるという十分な、十分までもいなくても住民の理解を得る中でこういった取り組みを進めていかなければならないというふうに思うわけですが、もういいです。

教育委員会にお尋ねします。公立小・中学校適正規模適正配置等に関する手引きというのが15年1月文科省から出ているんですが、その辺の内容についてはつかんでいまずでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい。済みません、ちょっと資料今確認します。

学校規模の適正化ということにつきましては、小・中学校ともに12学級以上、18学級以下が標準。適正配置ということに関しましては、通学距離の面でいいますと、小学校は4キロ以内、中学校は6キロ以内、スクールバス等を使う場合には1時間以内というのが目安とされております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。それだけでしょうか。その辺の通学条件の基準等々は示される。この基準もね、この田舎で果たして全国統一した中での平均値をとった通学条

件等々なので、一方で学校の地域コミュニティーの核としての性格に配慮が求められることもこの中で指摘されている。地域住民の十分な協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれるとこの手引きでは指摘しているんですね。この辺の対応、これは今後でもいいしね、これはもうこういった指針に教えられなくても地域に住んでいる人たちはこういうことを本当に心配しているということからこの指針でも、手引きでもこういったことを強調しているのかなというふうに思うんですが、この辺の対応についてはいかがか、この辺の部分はどう受けとめ、そして取り組んできたかということをお伺いします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今回の検討に当たっては、子供たちにとってですね、よりよい学びができる環境をつくるということを最大の方針ということで検討を始めたわけですが、今議員からお話のあった学校規模の適正化に関する基本的な考え方、文科省で示すような教育的な観点ということがまず優先されるといいますか、それを第一に考えていきたいということで検討を始めたわけですが、ただ、これもお話にあったとおり、学校というのは地域のコミュニティーの核になりますので、地域の方々に支えられて教育活動が行われているところもありますから、その点で地域の方々にも学校のあり方ということについてはいろいろお話を伺いながら検討をしていかなければいけないと、そういう点では検討委員会で検討を進めた上で一度ことしの夏に説明会を行い、12月にはさらにそれを受けての教育委員会としての方針案を説明会で説明して、示しながら説明したところです。参加者の数とかそこでいただいたご意見が町全体の意向を反映したのかということについては、特に参加者の数がそんなに多くないと言える状況でしたので、そこは何とも言えないんですけれども、教育委員会のほうでは手順を踏んで説明会を開催して、声を聞くような努力を積み重ねてきての結果であるというふうには考えております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。その辺については9月の議会でも確認しているところなんですけど、周知が非常に、そんなことを言う……、まあそういうふうな今のところね、そういう水準での受けとめをしているということですが、この地域を核としたこの点についての住民説明会でもどこでも強調された試しはございません。だから検討委員会でこのことも含めてこういう、しかし課題もありますよと、これらも含めて教育委員会だからね、学習環境、そっちを中心にとというのはもちろんそれはそれで重視していただくこと、ですから町とのかかわりの中でやっぱりこういうことは進めていかなくちやならない。そういうところから来る大きな疑問、懸念が今まだ世間では解明されていない課題だなというふうに思います。ですから、その課題、先ほども言いましたが、やっぱり住民の皆さんが本当のまちづくり、住民参加、全てとは言いません、の理解が得られるようなやっぱり取り組みの方向性というのをぜひ今後求めていきたい。そしてそのためには当然時間がかかります。かけなくちやならないと思います。その辺どう考えるか、余り時間もないので、その辺は求めておくということで、まだまだ検討は足りないというね、とりわけこの地域の核づくりという点では非常に浸透しない。検討されていないのかなというふうに。

そこで、複式学級とか少人数というのが非常に懸念されていてこういう結果、結論を出しているかと思うんですが、じゃあね、45年の姿はどうなっているのと、20年後ですか、20数年後、2045年まで人口推計出しているようなんですけれども、今示して

いるのは10年後の姿を、そして10年後でもこのぐらいになったらどうのこうのと言っていますけれども、じゃあ2045年の姿はどうなっているのか。数から何からね。大体でイメージで。何を問いたいかというともっと人口減ってっぺということ。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。ことしの3月に出されました国立社会保障人口問題研究所での推計によりますと、2045年にはゼロ歳から14歳までの子供の数が山元町では262人であるというふうな推計が出されております。

申しわけありません。間違えました。申しわけありません。2045年のゼロ歳から14歳までの子供の数は359人と示されています。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう人数の中で、じゃあ1クラス何名とか、非常に1クラス切磋琢磨だということが理由になって1校1校ということにしたようなんですが、もうこの間の町長の答弁にもありましたけれども人口減少当たり前というそういう表現ではないですけれども、少なくなっていく。そうすると、いずれ複式学級というのも今しなくてもいずれ訪れてくる、俺は複式学級でもいいと思っているんだけれども、問題ないと思っているんだけれども、というところまでの対策、対応をつくってこうした1校1校と、とりわけ小学校ですね、逆に言うと、ここにもう逆に書いてあるんですが、今からもうそういう方向、今から対応するために1校ということで、俺逆だと思うんだよな。もうそれは30年後、40年後そういうのなら今から複式学級で訓練して、複式学級、あるいは少人数の学区の中でどうしていく教育方法ね、そしてそこでどういうふうにしていけばこの学力向上にもつながる、そういうふうなことを考えていくのも重要なのではないのかということから疑問を伺っております。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。今、議員おっしゃるとおり、少人数での教育、あるいは複式学級での教育が全くだめだとか、よくないということではなく、そこにはやはりメリットもありますし、同時にデメリットもあると、検討委員会ではその点も検討いたしました。複式学級に関しては特に丸森町での視察を行ったんですが、委員の方々にとっては初めて見る授業風景だったんですけれども、大変厳しいものがあるという受けとめでした。やはり先ほども申しましたように、だからといって全てだめだということではないんですが、やはりある程度的人数の中で教育することと少人数で教育することとの比較検討を検討委員さん、検討委員の方々もした上で、簡単に言いますと、どちらをとるかということでの最終的な方向性としてまとめていただいたところです。その話になりますと、簡単に言いますと考え方の違いということで、教員の間にも少人数でもいいだろうという考えもありますし、いやそうでないという者もありますし、でも最終的にはどういう環境がいいかという点では検討委員会では複式学級は避けるべきであろうと、なるべく子供たちが多くの中で交わるような環境をつくってあげることがいいのではないかと、教育委員の皆様方も同じような考えでそこでは同意をしているところです。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。揚げ足とるつもりはさらさらないんだけれども、多くの中でというのはいずれ少なくなるんでねえ。20年後、30年後そう見えているんだから、だからそのときもことも含めた検討というのは必要かと思うということ。

そして、よく町長も教育長もそうなんですが、検討委員会意見、何がそうなのかというと、町長のほうは保育所の関係でも何々委員会のことを重視して、重視するのはいいんですよ、頼むんだからね。こっちも検討委員会を出してきます。出されてきた結果、町としてどうなのかという議論どこまでしているのかね。その際、しなくちゃならない

のは、その検討を受けて、そしたら今度は町教育委員会、町としてその前には多分に先ほど言った地域づくりというか、地域の核とかね、その辺のは十分検討はされて、されたけれどもそれじゃ十分な検討の中身になっているかということとかを受けて、そして町でどうなんだということがなければならぬのがね、いつもこの説明の中でどっちもなんだけれども、検討委員会、検討委員会であと何とか審議会とかするんだらね、そのことをもってもうそれでイコール町の考えにしていると、俺はそれはちょっと逆でないのかなという大きな疑問を持っているんですが、まあいいです。何がいいですかというかね、それこそ立場の違い、互いの違いということになるから。ただこういうね、やり方も考えていなくちゃ。本当に大事な、この学校の再編の問題はね、さっき述べた町を大きく変える問題になるわけですから、ですからこのことを、そしてあと求めておきたいのは、簡単に結論を出してくれるなど、もっと検討すべき課題が俺はまだまだあると思う。時間があるときやりたいんだけど、いろいろ細々と担当常任委員会でもあれなんだけれども、ということはこの件については求めて、まだまだ課題、検討する課題がありますよと、その中にもやっぱり地域の核、地域づくり、まちづくり、その辺の視点が今のこの報告についてはなかなか薄いのかなという懸念、不安から求めている質問であります。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。ただいまの点について1つだけ、検討委員会で約1年かけて検討したということは非常に大きいんですけども、教育委員の集まりの中では検討委員会ですね、話し合いの進捗状況、資料等は毎月の定例会でお示しをし、そこでその部分だけでの取り立てでの議論ではないですけども、そのことを含めた教育委員の方々との意見交換は私は十分やってきておると考えておりますし、最終的に報告書を読んだ後に臨時の教育委員会を開催して、この学校再編について特化して教育委員の方々と協議をしたわけですけども、その点については教育委員会としてはその検討委員会が出したからということよっての教育委員会としての方針案をまとめたわけではないというふうに考えているということをお伝えします。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。教育委員会としては十分な検討結果のもとにこの結論を出したということ。今後やっぱり地域づくりというなら今度は行政と一体になって、行政といいますか、町長部局と一体となって今度は地域づくりの観点からの、そういった地域づくりの中で教育環境をどうするかというようなことで、ぜひ力を合わせてこの件については取り組んでいただきたいということを求めて、まだまだある……。

これね、この人口ね、都市計画マスタープランとかね、きょう出ている公共施設の総合管理計画の人口推計と違うのね。2,000人もこっち低いのね。というね、うんと低く見せようとしたのか、あるいはたまたまそういった……、その辺のね、整合もないということ伝えてこの件については終わります。

次に、先ほど来、ちょっと中を抜かして時間の関係で、3件目の質問に移りたいと思います。

この質問については、軽く、軽くといいますか、確認、とりあえず確認、この自立計画の今回計画変更ということで説明を受けて、その中に保育所等の問題もあったわけですが、この変更の着手時期はいつだったか、そして決定はいつだったのか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。過疎地域自立促進計画の変更の時期ということでございますけれども、ことしの変更につきましては、今回過疎計画のローリングということで

29年度が終了した時点で4月から5月の間に県のほうからどのようになっていますかという照会をいただいております。それについては、変更の中身が先日の全協でもご説明したところですが、29年度の実績、29年度の計画を実績値に直したものの、あとは新規の事業を追加したもの、あとは年次の変更をしたものということになっておりまして、29年度の実績値を入れなくちゃいけないという観点から、9月の決算が出た後ということで、そこで計画を、そこからこれまでの間で計画を取りまとめたものでございます。

最終的にいつまでにやらなくちゃいけないかということになりますと、県との過疎債の協議というのが11月の下旬ごろからございますものですから、それまでには計画の修正をしなくちゃいけないというスケジュールでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。そのころからもうこの件については動いていたということですね。各課に連絡しながらということですね。

そして、計画変更ということでこの前示されたんですが、この計画変更というのは簡単にできるものかどうか。できるできないでいいです。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。この計画の変更には2種類ございます。今回の計画の変更は軽微な変更という、ルール上ですね、この計画の変更のルール上、軽微な変更ということになっておりますので、今回のような取り扱いをさせていただいております。

もう一つが重要な変更があった場合というのは、またスケジュールが変わってまいりまして、同じように年度当初に県のほうから照会がありましたら、その内容ですね、こちらでもどういう変更をしなくちゃいけないのかということをお県と協議をして、重要な変更の場合には議会の議決をいただいてから県のほうに提出するということになっております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。今回のこの内容については軽微なものというふうな位置づけといたしますか、ということだろうかと思えます。本当に軽微かどうかというのは、この中身を見て誰が判断するかわかりません。という流れの中で示されたわけですが、そしてその示された中に先ほど来、きのうから問題取り上げられている保育所の2年先送りといったものが取り上げられてきております。私もですね、しつこい、もう何回も回答したということに尽きるわけですが、その辺については、私たち総務民生常任委員会でも再三にわたって取り上げてきた課題であります。ですから、その経緯については十分理解した上での質問ということでもあります。そういう意味では、先ほど町長が申しした3点の理由、この3点の理由についてははっきり言って示されていません。町からですね。その辺をちょっとそこからいくと、ちょっと一応俺いろいろシナリオあるんだけど、ちょっと乱れてしまうんだけど、まずそこを確認していきたい。ね……。ねというかね、常任委員会で確認した最終の理由はこれまた議会に対して失礼な話になるかと思うんですが、文書で示せと、当然ね、どうしても言った言わないという話になるんで、そうして求めたところ、橋元議員の回答書1枚をもってこれが最終の理由ですと、常任委員会で正式に示している。その中にあるのは、さまざまな保育ニーズ及び保育課題についての諮問機関云々で、大きくはその1点を捉えてこれが理由ですよというふうに示している。そして、それ以降、これは7月の10日の話だね、7月の10日の話です。それ以来進展はないということで、再三にわたって求めていたんですが、進展はないということでいまだ示されていないというのが経緯であります。

ところが、この過疎計画、2年先送りというのも一切伝わっていません。常任委員会にね。大きなこれが変更なんです。その間ずっと問い続けてきている。保健福祉課にですね。それがいい。そしてそれが3日、4日、1週間ぐらいのぼおっと出てきてね、しかももう3点になっている。2年先送りの前にですよ、3点、そもそも町長の言った後づけみたいなね、失礼な表現になるかも知れませんが、人口増なんていうのはいまだそれは聞いていません。それから、幼保の無償化の問題ですか。無償化の問題は最近出てきた話なんです。もし、そして、いいんです。それでそういうふうな理由がね、さらにふえたということであるならばちゃんと説明する場面があるんですから、そしてそういう要請もしているんですから、当然そういう説明があつてしかるべきです。そして、先ほど時期、決定した時期を確認したのは、そういうことも含まれているんですが、もう既にそのときにそういう動きがあつたにもかかわらずいまだ説明がない。どうしたことなんでしょうか、町長。その前に課長に確認しておきます。課長もかわいそうだけれどもな。多分そういう説明はなかったからな。なかったよね。ある、ないでいいわ。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。総務民生常任委員会のほうでの説明の中ではですね、始終、先ほど遠藤議員おっしゃった去年の橋元議員への一般質問への回答の内容でありますという話を始終して、説明をしてきているのみでございます。

そのほか……（「いいからいいから」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうこと、そして多分こういう場でこういうのちょっとあれなんです、多分課長もつらい立場の中での対応かなというふうにお察しするわけですが、もうこの時点からね、町長、変わっているんです。のにも関わらず、説明がないんですけれども、それはどういうふうな受けとめればいいんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今常任委員会でのやりとりをご紹介いただきましたが、直近の9月定例会におきましてもですね、取り上げられておまして、そこの中でも私としては多様な保育ニーズに応えることが先決だというふうな、そういう基本のお話は申し上げてきたつもりでございます。そして、3つというふうな部分で言えば、先ほども過疎計画の変更のタイミングなりを確認していただきましたように、そういう時点においてさらにこういう問題も、こういう視点もありますねというようなことが加わってきているというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。ですから、変わったんですから、変わったなら変わったということで我々に説明はあつてしかるべきではないのかということを確認しているんです。そして、あわせて言いますと、そのことは総務民生常任委員会で何回も確認しているんです。所管事務調査でね。ところがもうこれ以上進展が見られないからということでの断りの、文書で回答を求めているんですがね、それもいまだ手に入っていない。この最近まで要求しているんですが、それも出てこない。その理由は何かといえば進展が見られないからというのが理由です。これ公式の場面なんです。ところが大きな進展があるじゃないですか。2年先送りというね。せめて後の、先に言った3点の2つ目、3つ目はね、まずはね前に置いて、それもちょっと問題かなと思うんですが、それ以上に大きな変更があつた事業計画年にね、しかも2年先送り、2年も、そうしたことにあつては、そういう要請をして、そしてそういう説明する場面をせっかくこっちでつくってやってもないと、なかったというのはどういうことなのかということを確認しているんですが、町長いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来から申し上げましているとおりで、9月の段階で当面はというふうな話をしております。過疎計画の問題、あるいは新年度の予算編成の検討の時期というふうなタイミングの中で、再度精査する中で、一定の更なるといひますか、その認識といひますか、そうせざるを得ない状況、判断となる理由をこういうものがあるんでというふうになってきておまして、それを一番直近で申し上げられるタイミングが、この前の11月の全協であったというふうにご理解いただければと思ひます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。今のは私の問いかけ、質問に対しての答えにはなっていない。説明は幾らでも場面がありました。要請もしてました。それは11月のその前、ですから、だったら確認しますけれども、いつ2年先送りというのはいつ決めたんですか。どこで。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど財政課長から申し上げましたように、過疎計画の変更協議を検討する、しなくちゃ、そういう段階を迎え、また新年度の予算編成を迎えている中での方針を再確認をしたというところがございます。（「議長、いつ決めたんですかという質問なんです」の声あり）

議 長（阿部 均君）2年先送りと決定した、町長言いつらいのであれば担当課長である保健福祉課長。先送りした理由、その決定した時期です。企画財政課長。（「違うよ。だって事務調整して各課にやってやんだからこっちだよ」の声あり）けど企画財政課長が答えますというので、企画財政課長。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。正確な日付までは定かではございませんけれども、この計画を各課の担当事業ですね、出していただきまして、こちらで取りまとめて、その取りまとめの結果について町長、副町長にお示しをしてというのが、それが11月のあたりだったと記憶しているところがございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。9番。あのね、5月、6月にそういう要請、各課がその要請に基づいてできるかできないかという担当課のほうで決めて、それを財政課さ言って、おらほはこういう問題あつからこういうふうにしてくれというふうな流れになるかと思うんですが、だとするならば、担当課が答えるのが正解ではないかと思うんですが、ちょっと今、時間ももう……。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問なんですが、今回、今年度の総務民生常任委員会の中での説明の中で、かねて従来からの保育所の話、坂元地区の保育所の話を見せていただいております。そこでも申し上げているとおり、当時の町長の橋元議員さんへの回答の中では今はほかのサービスを優先するというところでございますので、町としての決定事項ではないんですが、担当部門としてはそういうふうな方針がある中、30年度補正予算でも12月、3月とまだ当時残っていますので、その2回での補正予算は基本的には難しいであろうという考えはあつてのことはずっと検討してまいりました。それで企画財政のほうからそのような過疎計画の年次計画の推移等の精査というふうな依頼が来ている中で、そういうことはあるであろうというふうな検討はしておったところがございますが、やはり町での決定という内容ではございませんので、その常任委員会の中ではですね、そこはその決定しますというような話はしてこなかったのも事実でございます。ただ、これに限らずいろんな施策の担当部門としてのいろんな計画、見込み等については多々ございますので、あえてこの部分を説明していないというわけ

でなくて、まずは当時の今までの総務民生常任委員会の中でのご質問に対してのお答えを始終してきたという経過でございます。以上でございます。（「答えになっていないな」の声あり）

議長（阿部 均君）答えになっていないという今指摘がございますけれども、再度ですね、9番遠藤龍之君、その辺整理をして質問を願います。（「整理って」の声あり）もう一度言ってくださいよ。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。2年先送りの件の検討をして、担当課で検討して、財政課にやったんでしょう。そして財政課はそれをもってやった。だから当然担当課としてはその部分を検討して、検討した結果を財政課の計画立てた。まさかこっちのほうで2年先送り勝手に決めたわけでないと思うんだ。その辺の確認をしたい。そして、それはいつそういうふうになったのかというのは、いろいろこれからのね、そのことによってこれからの展開が生まれてくるわけだから、そこのところ、正確に事実として伝えていただきたいんです。当時は言われなかったかもわかんないけれども、今だった言えるでしょう。決めだったんだから。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質問に対してなんですが、先ほど企画財政課長がお答えになった日にち等思えていないんですが、11月頭の前の直近の段階だとは思いますが。最終案としてうちのほうから提案したんです。ちょっと記憶で申しわけございませんが、さほど日付は離れてはいないというふうに記憶はしてございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ここであなたが答えたんだけど、あのね、もうそしたら11月の時点でもうこういうふうに大きく変わっているんですね。そして、それでもまだ公表できないということであればそれでいいんです。全協11月の19日ですか、そこで我々が初めて明らかにされるというのは、これはいかがなものなんでしょうか、町長、事前に説明という意味で。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来からお話申し上げているような時間の経緯、流れの中で常任委員会というのものもあるでしょうけれども、全員の皆さんが集まる中で過疎計画をお話を説明を申し上げる機会があるということをつまえてのタイミングだというようなことでご理解を賜りたいと思います。（「これも答えになっていないな、いつだって、いつなのって」の声あり）

議長（阿部 均君）きちっと宣告してから質問願いたいと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ごめんなさい。質問に対しての答えになっていないので、どんどんどんどん時間が進んでいくんです。こういう形だとね。ということをもまず伝えるね。だから、簡単に、いつ決めたんですか。そしていつ公表したんですか。そして、そのことについての説明はされたんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。時期、タイミングについては、重ねて申し上げているとおり、先ほど財政課長も申し上げたようなタイミングの中で精査をしてきたということでございます。確かに遠藤議員ご指摘の部分はさきの11月19日の全員協議会において聞かれる前にかくかくしかじかの部分をお話するべきではなかろうかという点については、そこについては反省の余地はございますが、結果としてこれをお答えさせていただきましたとおり、必要な考え方については改めてお尋ねいただく中ではございましたけれども、披瀝をさせていただいたというような流れになっているのは事実でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。こういう大事なことはね、聞かれてから言うという話ではないですよ。基本条例に、これは何回も確認しているんですが、「町長による政策の形成過程の説明」ということで、「町長は議会に提案する重要な政策について」、これは重要な政策ですよ。「その政策、水準を高めることに資するため形成過程の資料を提出し、説明するよう努めなければならない」。これは何回も確認していることなんです。こういうことから見ても当然このことについてはもうずっと取り上げられてきた問題なんです。そして、なぜ取り上げられてきたかという、いろんな背景があって、そしてまだ、まあきょう記者さん来ているからあれなんだけれども、表現されているように宙に浮いたという表現がね一般的にそうなんです。宙に浮くですかね、地についてない、地についていないというのは地につけさせようと思って議会は何回も確認しているんです。という問題なんです。であるならば、いや2年先送りいいですよというかね、それはそういう根拠があって先送りするんだから、その辺の理由を詳しく具体的に説明してくださいというのがきのうからの質問なんです。それに対して何回も何回も同じで、こういう蒸し返すつもりはさらさらないんですがということ、ということはどういうことかという、質問者の質問に正式に誠意ある回答になっていないからどうしても同じような質問の繰り返しになってしまう。そういう経緯なんです。ということを考えてみても今の私の質問に対してはそういう意味でも答えていないと、いつ、11月の初めに、11月の初めにというのは、あくまでも財政課に行った11月の初めなんですからね。その前に担当課では当然そのことを決めて、そしてあとは財政課ではそれを整理するため、それをもらってああいう形にするということですから、担当課としては当然その前に決まっているはずなんです。それを企画財政のせいにする今の町長の答弁。企画財政が言うように、それはもう担当課が言って伝えて、そしてそれを受けて書いた、書いたというかね、のが、11月の初めということなので、というようなことから見てもという不思議さがあります。今のやりとりの経緯でもね。じゃあ、またこの疑問というか、私の中では解明されない。まずそういう変化があっても常任委員会では何らそのことについての説明はない。所管事務調査でちゃんと求めているんです。その経緯を文書でも求めているんですよ。その辺、19日以降だったら書けるんだから、そして文書で回答していただくといいよね。これは正式な手続をもって要請している形なんです。その件については、そういった要請があったということは町長ご存じですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。委員会の中でいろいろやりとりがあって、先ほどご紹介されたような対応をしたということは承知はしておるところでございます。（「文書での要請があったということは知っていますかということですか」の声あり）

議長（阿部均君）今は正式な要請を常任委員会では行っていると、それに対して所管の各課からですね、きちっと町長のほうにもお伝えしてあると思うんですが、その辺のそういう伝え、課長からですね、そういうふうなきちとした事務引き継ぎ的な連絡はなかったというのであれば、なければなかった、あったらあったでという答えでよろしいかと思えますので、はい。（「休憩お願いします」の声あり）休憩ですか。

議長（阿部均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質問に対し、町長齋藤俊夫君答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。休憩前に確認を求められた案件でございますけれども、休憩中ですね、改めてお尋ねの件の流れも含めまして再度説明をさせていただきたいというふうに思います。

基本的には遠藤議員から総務民生常任委員会としての新たなる動きに対する資料なり、情報なりの要請があったことについて、私がどの程度まで承知しているんだということでもございましたが、流れから申し上げますと、去る6月の総務民生常任委員会で資料の提出依頼がありまして、1回目として昨年9月の定例会における議事録の抜粋を提出をさせていただき、その後、さらに8月の常任委員会に最初に提出した議事録の写しのダイジェスト版といいますか、簡潔にまとめた形のを再度提出し、ご説明申し上げておるといってございまして、この辺の一連の流れについては私も承知はしておったところでございます。その後の関係といたしましては、先ほど来から触れておりますこの過疎計画にかかわる部分でございますけれども、これは10月からこの過疎計画に係る保育所の年次計画も含めてですね、いろいろと内部で協議をしてきていると、もちろんその保健福祉課長も在席の中で検討をしてきたというところでもございまして、そして最終的には11月の上旬までには過疎計画に係る最終的な判断といいますか、決定をしておるところでもございまして、それを11月19日に開催されました全員協議会のほうに過疎計画ということで提出をし、報告を申し上げたという流れでございます。

そういう一連の過程の中でですね、11月13日に総務民生常任委員会がございまして、これは内容的には総務課の案件でもございましたけれども、議員おっしゃるように、一連の経緯経過を踏まえればそういう機会もあったんじゃないかというふうなことはこれは反省点になろうかなというふうに思うところでもございます。いずれそういう経過をたどって、先月の22日に県のほうに過疎計画の変更というふうな形で提出をしているというふうなところでもございます。大変失礼申し上げます。よろしくお願いいたします。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、そういう動きの中で正式にそういったことも含めて文書で回答してくれということやずっと再三再四にわたってしてきたんですが、それがいまだ届いていないと、最終的に12月3日にも確認したようなんですが、そのときでもいただいていないと、まだ進展が見られないというような答えであったかというふうに私には伝わっているんですが、というふうなことを、それが事実であるならばね、まずそういう大きないろんな経緯があったにもかかわらず、いまだよこしていないということに対して、そしてそのことについての町長もそういう要請といいますか、そのことについても課長から伝わっているのかということが先ほど来の確認なんです。ですから、申しわけないんですが、せっかく整理してきたようなんですが、残念ながら今のもこの質問に対する回答にはなっていないということなんです。改めてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。一連の流れを再確認させていただいたように、確かに遠藤議員おっしゃるような形でのメモといいますか、資料といいますか、そういう形では出しておりま

せんけれども、一連の流れの中で、特に全員協議会の中でまとめた形でご報告、説明させていただいたということでぜひご理解を賜ればというふうに思います。（「回答になってないな、なぜなのかと聞いているんだよ、課長からこういって、それが伝わっているのかということと、伝わっているのにもし出していないというのであれば町長も責任というかね、何らかのあるんじゃないかということと、もし伝わっていないのならば、その辺の関係はどうなのかという手続ね、ということなんです。そして、もう何回も確認したけれども、この時点でそういう大きな変化が見られるわけで、非常に重大な問題だという」の声あり）

町 長（齋藤俊夫君）はい。繰り返しになって恐縮でございますが、一連の流れでご理解いただけるように、結果として直近の過疎計画の変更、県に提出する最終的な整理ができた段階の後ですね、間に民生常任委員会が挟まっておったわけですが、私としては休憩前の場面でもちょっと触れさせていただきましたように、そういう遠藤議員お尋ねの経緯、経過があるわけでございますが、全員がそろそろ全協が間もなくあるので、そこにまとまった形で全員いる中でお示しをしたいというふうなことで対応させていただきました。先ほど述べましたように、その直近の13日のですね、総務民生常任委員会の活用というふうな場面については大変失礼申し上げましたというところでご理解を賜りたいというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい。正直申しまして、その程度の対応、それが最大の対応ということであれば非常に遺憾な話であって、正式な手続をとって、正式に要請してね、なぜそれを要請しているかということ、話戻るんですが、その回答がたびたび違う。先ほども言いましたね。先ほど確認できました。これが示しましたね。今の説明の中でも9月の議事録をもって回答としたと、それが第1回のね。その回答をもとにして先ほど来私は確認をしているわけなんです、そこには多様なニーズ、理由としてはですね、しか示されていないんですよ。ところが最近の、最近というか、ここ数日間の中で大きくその理由も変わっていると、19日ですね、19日に初めてあれなんです。そこでこの3点が改めて示されたということで2年先送りと、の理由としてはそうだとことなんです、その辺のそういうこともあって、ですから忘れないようにというかね、あるいは食い違いのないように文書でその辺の変化についても含めて、その取り込みの経緯について文書で示してくれというのは再三再四にわたって確認しているんです。個人的にもです。それでも最終的には言葉としてはまだ進展が見られないというのが常任委員会でも伝わっているし、それはもう既に時系列的に言いますと、もう11月19日以後の会議の中でもそういう11月30日にもやっているわけですが、そしたら、そういう姿勢があるならば、自ら手を挙げて、手を挙げることはないか、仮に文書だか、とにかく現状の今の事実だけを伝えてくれと、だめだったらだめでもいいし、こういうことだったらこういうことでもいいという別にね、それをもってどうこうということじゃなくて、事実確認という意味で要請しているにもかかわらず、入ってきていないんですよ。それはどういうこと、我々の常任委員会の活動をも阻むような、そのことによってですね、我々は調査、それで調査活動できないんですから、そういうことがないと、ということにも及ぶものなんです。だから、はっきりそういうことだというのは何とかわかるんですが、ですから明快に確認したいのは、課長のほうからそういう要請といいますか、確認はあったのかどうか。もしあって、あった場合に、いやそれは必要ないと、もしこれは仮定

の話ですからね、仮の話ですから、町長がもしそういう対応したのであればそれはそれでいいんです。そういう町の対応だということが我々この時点で確認できればね、その辺の確認をしたいということで長々とだんだんだんだん時間なくなるのですが、を求めているんですよ。確認しているんですよ。ですから、それはあった、ない、そんな程度でいい、そんなものでいいですから確認をしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。我々この問題になっている案件も含めていろんな意見を同時並行的に進行管理しながら取り組んでいるわけですが、やはりそれぞれの問題については、定例会の場であるとか、今回の件であればその過疎計画での変更管理というふうな、そういうタイミング、タイミングで検討を深める、検討を重ね精査をするという繰り返しでございますので、先ほど申しました6月、7月、8月、あるいは9月定例会の前の段階では大きな変更はないというふうな中で担当課とも連携しながら対応させてもらってきていると、そして9月の定例会でのお答えになっておりまして、過疎の計画の変更の際に改めて、るる協議した中でですね、こういう側面もあるねというふうな形で議員ご指摘のとおり、最初の考え方にさらに付加されている部分があるというような、そんな流れになっているということでご理解をいただければというふうに思います。

議 長（阿部 均君）質問はあるんですか。（「いやいや、回答になっていないから、答えがあって、それからまた次の質問に移るんだけど、というのはね、展開なんだけど、今のはそういうのがあったか、ないかという非常に簡単、単純明快な質問になっているんですけども、それについては回答になっていない。そして今言っている話はもう何回もそれこそ何回も同じような話を今聞かされているんですけども、その経過についてはね、その件については」の声あり）課長に連絡したかどうかだけ確認しますか。（「課長からそういう話があってね、こっちが文書で回答を求めているのにもかかわらず、それがいまだにないということに対してどうなのかということ。そしてその際に課長がちゃんとそんで町長に伝えた結果来ないのか、課長の段階でそれを町長に伝えていないことによって今来ていないのか、その辺の確認をしたいんですよ。そのことによってこれから」の声あり）伝えたか、本人が伝えたか、伝えていないかは課長もわかっていると認識あると思いますので、保健福祉課長、伝えたのか伝えないのかのみだけ回答願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来、私が申し上げているのは、流れに沿って担当課長とやりとりをしている中での対応であるというのは、過疎計画の中も一緒になってというふうにお話を申し上げたはずでございます。そういう前後関係から情報共有しているといえますか、承知しているというふうにご理解をいただきたいなというふうに思ってお話ししていたつもりでございます。よろしくお願いいたします。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、そういう承知をしながら、こちらの要請には答えなかったということになるわけですね。今の話だと皆さんそういうことだよ。そういう理解でよろしいんだよ。とするならば、これは重大な問題ですよ。正式に要請していてね。しかも、そういう説明がない中で、変わる部分だけは立派に変わっている。こんなことはこのやりとりの中でね、許されるものなのかどうか。私はちょっと大きな疑問を持ちます。

しかし、今明快な答えいただきましたから、こんなことはあり得ない。議会として許すことはできないということはこの件については。また時間の中でつながるところ。しかし、こんなのはあり得ない話だということを皆さんよく理解してください。

今度少しね、その前に、今回順番狂ったんだけどね、この間ですね、保育所建設については流利的にいうと、平成27年の6月議会で請願が出されて、早期実現、再建、これは全員その当時の議会で全員採択された。その後、保育所の早期建設の決議、これが29年の3月議会で全会一致でこれまた可決されて、これ議会の総意ですからね。それから、平成29年の9月議会で28年度の決算特別審査委員会の承認するに当たっての意見として坂元地区の保育所建設、一日も早い事業着手を図りたいという意見を付して通したと、承認したと、認定したと、次年度、また1年後、それでもまだまだ進展が、その部分でも進展がないということで、平成30年の9月議会で同じく29年の決算審査の中で、認定の中で保育所再建の取り組み、違うね……、進展が見られないということで、これまでの議会の意思を十分に踏まえ、一日も早く事業に着手すべきである、これも議会の総意でこれも通っている。こうした議会で決められた、決定された決議に対する町の対応、あるいは予算、決算審査の意見されたものに対する町の対応というのは、これを行政執行に当たる皆さんの立場からすると、どういうふうを受けとめればいいのかということについて、法のプロである総務課長か、あるいは副町長に確認して、一般的でいい、一般的なことでいいんです。こういう場合、町としてはどういうふうに普通は対応するのかなということ、両方から聞くといいんだね。

副町長（武田健久君）はい、議長。今の遠藤議員のご質問の話についてですけれども、議会の皆様からの総意に基づくご意見あればそれを尊重していくというのが基本的だと思いますけれども、あとはそれができない場合にはですね、そのことについてご説明を申し上げてできないということについてご理解を賜るといったようなことが通常あり得るのかなというふうには思っております。（「一般的にね」の声あり）

議長（阿部均君）よろしいですか。（「同じだって言っているから」の声あり）えっ。（「総務課長同じだって言っているから」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。一般的にそうだと、そういう理解だと、そういう理解の中でじゃあ、町この間この保育所建設についてはどういった対応をとってきたのか、町長、お伺いいたします。

長（齋藤俊夫君）はい。そうなりますとね、そうなりますとちょっとまたね、という部分になるんじゃないでしょうかね。これはもう再三にわたるまさに資料もお渡しをし、議会の場でもですね、お話してきているわけですので、それは遠藤議員とくにご理解しているというふうに思います。我々としても、執行部としても基本は基本としつつも、改めて調査なり、審議会等々の意見も集約しながら政策判断として当面はという形で来たわけですので、過疎計画においてもそのような政策判断をですね、させていただいているというところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう答弁だから何回も何回も質問が出てくるということなんです。こうした議会の総意ですからね、これね。議会の総意というのは、住民をそれぞれ代表してきて参加しているんです。そして、執行権に対する議決権、批判、監査、チェック機能機関として役割を果たそうということで、こういう場でこういうやりとりをしているんです。なぜ何回も出てくるかというと、全くその進展が見られない。これは課長もそういったことで我々に説明している。進展が見られないということで、だったら少しでも前に進めるように、本来ならば、もしそうだと、今町長が言うのであればね、町がみずからなぜ遅れているのか、積極的にもろもろの資料をもって具体的な

資料をもって説明に当たるべきじゃないですか。それが町の説明責任なんですよ。それもしない。そして、申しわけないんですけども、聞かれた場合に答える。これが今後町の説明ということになっているね。これまた議会を無視した、軽視した、何物にもならない、そういう状況。今、態度対応だということになるんですよ。

そして、しかもですよ、30なんかもう1年ぐらい前までつくることに、2年前かな、具体的に示されて、そこから全くね。そしてこんなことを言って大変申しわけないんですが、その先ほど来の学校の検討委員会の例に飛びましたが、それを全く否定する、あるいは消極的に見るということではないんですが、残念ながらアンケート調査結果、保育所の場合でもね、それも分析の仕方によっていろいろな見方があるにもかかわらず、その部分だけをとってこういう人たちの意見を重視して、そしてその多様なニーズと、そこから多様なニーズというのが生まれてきたんだけど、これは多様なニーズなんていうのはもともとやらなくてはならない話であって、多様なニーズと坂元地区に保育所建設するというのは全く別問題で別個の問題なんです。するか、しないかなんです。しないんだっいたらしないでいいんです。世の中の情勢の流れで。その辺の町の態度をきちっと示してくれと、示されれば我々も今度次の行動に移ることができるんですよ。きのうの質問の中でもですね、一番いい例が誰もそう思っています。笠野の集団移転の話ですね。やったらやったらといきなりぱつと切られてしまう。これほどつらいことはないですよ。しかしながら、今の町政はそういうことを平気でやってきた。今後もこの件について言えば、これもそういうことになるのかなという不安、懸念があるから、誰もがそのことについて確認を求めているんですよ。しかし、やりたくないものをやれやれと言っても、今の町長の答弁ではそういう考えは全く受けとめられない。説明する気もない。説明するんだっいたら、聞かれる前に説明しなくちゃならないんですよ。そういうことなんですよ。ところがそういう姿勢が見えないということを延々と今の場面ではこれ以上の進展はないと、しかしながら、これは実現するまで、これは、今度は我々議会の責任でもあるわけですからね。議決責任を果たさなくちゃならない。あるいはその議決の動きによって、もしそれがうまくない方向に行けば当然我々にも説明する責任があるんです。町民にね。そのためにもこのことについては明確にはっきりしなければなりません。そういう責任を我々は持っているので、これは引き続き解決するまで取り組んでいかなければならないということを強く訴えてこの件については終わります。

そして、最後に、最後なくなったわ。

公共施設のほうね。ちょっと確認したいんですけども、使用の規制ね、これをやってもいいですよと、これを許可します。同じような中身としてこれはだめですよというのが最近あったようなんですが、その辺の取り扱いについてどうなんでしょうか。飲食とか、使用条件ね。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

確認ですが、飲食の関係についてなんですが、いろいろなケースがあるものですから、どこの施設でいつごろというお話いただくと（「最近」の声あり）施設はどこでしょうか。（「ひだまり」の声あり）ひだまりですか。ここ何カ月ぐらいの話ですか。（「1カ月以内だ」の声あり）1カ月。（「詳しくはあれだから、その辺の規定がどうなっているのか、あとは裏でというとおかしいけど、こういう場でなくて」の声あり）

それでは、お答えいたします。

規定につきましては、交流センターについては飲食については特に禁止するものではなくて、条例規則の中では決められた場所でとってくださいといった決まりをもとにそれぞれ運営しているということになります。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺ちょっとね、ちょっとここでなくて後で確認。

あとね、坂元公民館の使用料について、課される人と課されない人がいるという。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。（「使用料取られる人と取られない人がいるという、坂元公民館」の声あり）お答えいたします。こちらも基本的に原則として条例と規則に基づいてその団体の活動の目的であるとか、内容であるとか、そういったところを踏まえて適宜判断をさせていただいております。以上です。

議長（阿部 均君）これで遠藤龍之君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月14日10時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時37分 散会
